

大阪市立小林小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級においても起こりうる。」という認識のもと、「豊かな人間性を持つ小林の子ども」の育成のために「小林小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ①人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、いじめを許さない価値観を児童の心にはぐくみ、児童と教職員が一体となって学校全体にひろげていく。
- ②「いじめは、どの児童にも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」との考えのもと、すべての児童について、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ③より多くの大人が児童の悩みや訴えを受けとめられるよう、学校と家庭、地域が連携する。
- ④いじめを認知した場合は、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめ行為に向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善

- ①すべての児童が活躍し、わかる喜びを味わえる授業づくりをすすめる。
- ②学習規律の確立や集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③研修会や授業研究会等を通じて、指導力の向上に努める。

(2) 自己肯定感を高める

- ①児童一人ひとりが活躍することができる活動を通して、周囲から認められ、役に立っていると実感できる場や機会を増やす。
- ②友だちや教職員との関わりを深め、人と人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③児童一人ひとりを大切な存在として認め、よさを見つけてほめることで、自信をもつことができるようにする。

(3) いじめを許さない価値観をはぐくむ

- ①道徳教育や学級活動を通じて、互いに尊重し合える集団づくりをすすめる。
- ②あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ③年間を通して、「いじめ・いのちについて考える日」を設定し、全校でいじめについて児童が考えを深めたり、思いを発表したりする場を設ける。
- ④SNSによるトラブルやいじめに気づき、加害者にならないように情報モラルに関する指導を進める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

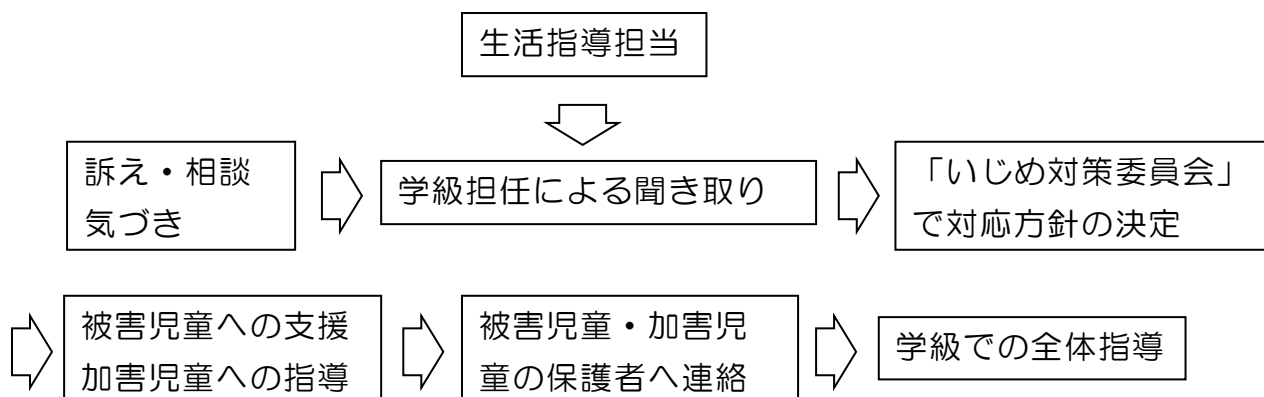
<基本姿勢>

- ◆いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ◆ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつ。
- ◆早い段階から関わりをもち被害児童の心身の安全を確保する。
- ◆いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

《具体的な取り組み》

- ①いじめアンケート調査を年3回実施し、収集できた情報を活用するとともに、必要に応じて教育相談（個人面談）を行う。
- ②教職員間で情報を共有し、些細な変化にも気づくことができるような体制を日ごろから準備する。
- ③いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教員が連携・情報を共有して問題解決に取り組む。
- ④発見後は即座に事実確認を行い、被害を受けた児童の安全・安心の確保と心身のケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。
- ⑤いじめを認識した場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題解決にあたる。
- ⑥スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、大阪市こども相談センター等の外部機関と連携をすすめる。

いじめ発見の際の流れ



5. いじめ問題に取り組むための校内組織

《校内組織》

いじめ対策会議

毎月、全教員で児童に関する情報共有やトラブルへの対応を検討する会を開く。

いじめ対策委員会

学校長が長（リーダー）

メンバー（管理職・学級担任・教務主任・生活指導部長）

いじめへの初期対応の検討を行い、被害児童の心身の安全確保とケアと同時に、加害児童への聴き取り、保護者への連絡を行う。

《年間計画》

①調査等

- ・いじめアンケート（児童対象） 年3回
- ・保護者アンケート 年1回
- ・個人懇談会、教育相談 年2回（7月、12月）および必要に応じて随時

《保護者や地域・関連機関との連携》

- ①ホームページや学校だよりによる情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。

7. 重大事案への対処

<重大事案とは>

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。